

都留市自治基本条例検討審議会 委嘱状交付式・第1回会議録

平成20年6月26日都留市自治基本条例検討審議会 委嘱状交付式・第1回会議を都留市役所三階大会議室において開催した。

- 1 出席者 今谷明委員、中村陽一委員、国田正己委員、小俣武委員、澤田洋一委員
清水王也委員、杉田規子委員、角田康則委員、橘功委員、中嶋公子委員
前田春明委員、宮井幸二委員、森嶋美子委員、山田ふじ子委員
渡辺讓委員、新本恵梨子委員、細田晃造委員
- 1 欠席者 なし
- 1 事務局 佐藤総務部長、奈良政策形成課長、菊地政策形成課長補佐
谷内政策担当副主幹、山口政策担当主査、河野政策担当主事
- 1 会議次第
 - 1 開会
 - 2 委嘱状の交付
 - 3 市長あいさつ
 - 4 委員の紹介
 - 5 会長の選任
 - 6 会長就任あいさつ
 - 7 諮問
 - 8 これまでの検討経過について
 - 9 議題
 - (1) 都留市自治基本条例素案について
 - (2) 今後の進め方について
 - (3) その他
 - 10 閉会

会議の経過概要

(午後2時00分開会)

1 開会 (司会：事務局)

それでは、定刻となりましたので、都留市自治基本条例検討審議会の委嘱状交付式及び第1回会議を始めさせていただきます。なお、会長が選出されるまで、事務局が進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に、お手元の資料につきましてご確認をお願いします。会議資料につきましては、資料1-1から1-7、それから参考資料1-1につきましては、事前に郵送等しておりますが、お手元にはない方はお申し出ください。

よろしいでしょうか。

2 委嘱状の交付

○司会

次に、委嘱状の交付を行います。市長がテーブルを回りますので、そのままでお待ちください。市長が行きましたら起立して委嘱状をお受け取りください。

それで市長、よろしくお願いいたします。

(市長による委嘱状の交付)

○司会

ありがとうございました。

3 市長あいさつ

○司会

続きまして、市長からごあいさつを申し上げます。

市長（あいさつ）

本日は、都留市の自治基本条例検討審議会に公私とも忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。心から御礼を申し上げます。また、皆様に御委嘱を致しましたところ、ご快諾を賜りましたこと御礼を申し上げるところでございます。

都留市では今、「参加から参画へ、そして協働へ、市民一人ひとりが主役のまちづくり市民自治つる21」をテーマにして、市政を推進して参るところでございます。具体的な取り組みとしまして、平成14年度に市民活動を対象にした市民委員会制度というものをつくりまして、その後、自治会のための「特色ある自治体づくり制度」、その後、学校あての「個性を育む学校づくり制度」それからその後は、地域を対象にした「協働のまちづくり推進制度」をつくりまして、その後、平成16年ごろにハード事業を対象にした「ふるさと普請制度」というものを作りまして、この5つを市民と協働するためのシステム作り制度作りとして行なってきました。それから、やはり協働のまちづくりを進めていくためには、なんといたっても男女間のパートナーシップを構築することが大変大きな課題と思い、平成13年に男女参画基本条例を全国に先駆けて作りまして、平成15年には、市民のみなさんの手づくりで市民活動支援センターでの都留市まちづくり市民活動推進条例というものを作りまして、条例整備やまちづくりのための活動支援センターを作りなど、いろいろなことに取り組んで参りまして、その結果、いろいろな方々に動いていただき、協働のまちづくりが徐々に活性化してきたという状況であると考えているところであります。そのような中、平成18年に第5次長期総合計画を作りまして、その中で、あらゆる主体が協働するまちづくりということで「コラボレイトアクションつる」というものを8つの分野別計画の1つに位置づけまして、その中で、住民自治の基本ルール、憲法とも言うべき自治基本条例づくりを位置づけさせていただきました。具体的に、今日は会長も見えておりますが「私たちのまちの自治基本条例をつくる会」というものが結成をされまして、市民案を作るこの会とのパートナーシップを結びまして、本当に熱心に条例案づくりをしていただきまして、昨年には、協働のまちづくり推進会や自治会の方々と熱心な意見交換会を精力的にさせていただいて、今年の3月にその成果というべき案が市に提出されまして、市はこれを受けまして、3月定例議会に条例を作るための「自治基本条例検討審議会を設置するための条例」をかけ、ご公認いただいたというような経緯でございます。

今日は、都留市自治基本条例制定についてということで諮問をさせていただくということになっております。市民案におかれても、庁内の若手で、「自治基本条例推進班」というものを作っておりまして、条例の整理をした素案を資料として付けさせていただいているところでございます。今回の審議会は、審議会の上に検討という文字が入っておりまして、多面的に総合的に検討していただいで審議していただいで、住民の思いのあふれる、「自治の光」輝く自治基本条例にしていきたいという思いからこの名称を付けさせていただいております。議論を深め、素晴らしい条例ができますことを心からご期待しお願いいたしまして、ごあいさつに代えさせていただく次第でございます。本日はご苦勞様でございます。よろしくお願いいたします。

4 委員の紹介

○司会

続きまして、委員の紹介を行ないたいと存じます。委員の紹介はその場で自己紹介にて、お願いをしたいと思います。

それでは、順にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

（各委員自己紹介）

ありがとうございました。

○司会

次に、事務局職員より、自己紹介をさせていただきます。

(自己紹介)

よろしくお願いいたします

○司会

なお、本日、自治基本条例の取り組みについて勉強したいということで、立教大学大学院 21 世紀社会デザイン研究科の学生さんが同席させて頂いておりますが、ご了承いただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

5 会長の選任

○司会

次に、会長の選任でございますが、本審議会設置条例第 5 条第 1 項に、「委員会に、会長を置く。」という規定がございます。同条第 2 項には、「会長は、委員の互選によって定める。」と規定しております。いかが取り計らいましょうか。

○委員

広い見識をお持ちでいらっしゃいます、都留文科大学の学長をしていらっしゃいます、今谷先生に、会長をお願いしたいと思います。

○司会

ただ今、委員さんから今谷委員を会長に推薦する発言がありましたが、その他にございますでしょうか。

○司会

ないようでございますので、今谷委員に、会長への就任をお願いするということでよろしいでしょうか。(多数の拍手により承認)

ご異議ありませんので、今谷委員が会長に選任されました。大変恐縮ですが、今谷会長は議長席の方へお移りを願いたいと思えます。

6 会長就任あいさつ

○司会

それでは、ここで今谷会長に、会長就任のあいさつをいただきます。よろしくお願いいたします。

今谷会長(あいさつ)

ご推薦をいただきました今谷でございます。本市の個性と市民の想いのあふれた条例制定に向けての検討をおこなう、本審議会の会長という立場は、少々荷が重いのでありますけれども、せん越ながらもご推薦をいただきましたので、お引き受けさせていただきたいと思えます。

先ほど、市長のごあいさつにもありましたとおり、この都留市にふさわしい、また、個性あふれる、自治基本条例の制定に向けての審議をする会議であるということで、日頃から市の行政や、まちづくりなど、さまざまな面において、都留市に精通しております、委員の皆様方から、積極的なご意見等を頂戴し、ご支援をいただきながら、努めていきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○司会

ありがとうございました。

7 諮問

○司会

それでは、次に、市長から今谷会長に諮問書を手渡していただきます。諮問書の写しにつきましては、会議資料 1-3 でございます。小林市長、今谷会長よろしくお願いいたします。

(市長から会長に諮問書を手渡す)

○司会

どうもありがとうございました。なお、市長につきましては、この後、公務がございますので退席をさせていただきます。

8 これまでの検討経過について

司会

それでは、次第8のこれまでの検討経過についてを、諮問の趣旨と併せまして、事務局よりご報告をいたします。

事務局

お手元の会議資料の1 - 2をご覧になっていただきたいと思います。これは、これまでの検討経過という内容になっております。先ほど市長のあいさつにもありましたとおり、「参加から参画へ、そして協働へ、市民一人ひとりが主役のまちづくり市民自治つる21」をスローガンに、市民協働のまちづくりの取り組みを進めております。ここに、平成13年の取り組みから平成19年までの取り組みをまとめてあります。(以降、会議資料1 2、続けて会議資料1 1に沿って説明)

司会

ただ今、これまでの検討経過について説明がりましたが、本市のこれまでのまちづくりや、つくる会の立ち上げの段階から、非常にお世話になり、また、今回も、本審議会の委員としてご参加いただき、ご指導をいただきます、中村陽一先生から、本日、初めての会議でありますので、自治基本条例について、共通認識を持つためにも、自治基本条例について、また、条例をつくる意味などについて、お話をいただきたいと思います。

中村委員

中村でございます。よろしくお願いたします。座って話をさせていただきたいと思います。今、奈良課長からこれまでのプロセスのご説明がりましたが、私も一応専門であるということもございまして、それから、先ほど自己紹介でも申しましたが、都留文科大学に長年お世話になったという経緯もございまして、都留市における協働のまちづくりというものに微力でも力を尽くすことができればという思いで、議論に加わって参りました。

そういう立場からさながらせん越でございますけど、15分くらいお時間をいただいて、自治基本条例というものを都留市が策定をしていくと言うことの意味合いとか、ではどうゆうような自治基本条例というものが求められるのかということに関して、私自身の考えも入るかと思いますが、大体全国的なところで言われている方向性についてお話をさせていただきたいと思います。

よく、自治基本条例とはまちの憲法という言い方をいたします。日本国には日本国憲法というものがあります。地方自治において、それと同じような位置にあるものとして考えることができます。もちろん、法体系から言えばですね、自治基本条例が中央レベルでの法体系を超えることはできませんけれども、地方自治体、地方公共団体が定めるものとしては、その地域における最高規範という言い方がされます。いささかちょっと硬いイメージでございまして、とりわけ条例というものは自治基本条例に限らず一般の市民にとってはやや縁遠いところもこれまでであったと思います。これは、もう少し言いますとこのやや縁遠いものであったまちのルールを定めるもの、しかも一番上位のものを定めるときに、いかに、市民の声がまちの運営の基本ルールに生かされるという問題として捉えられるだろうと考えます。ここにおられる皆様には、もう社会説法になりますが、日本の地方自治制度というものは、大きく分けて、地方自治という仕組みと住民自治という2通りの仕組みでこれまで運営されてくる、これが基本的な進め方と言われてきました。地方自治に関しましては、ご存知のように、今日、議長さんと副議長さんが委員としてご参加ですけど、市民の意思によって選ばれた議員さんで構成される議会というものがございまして、ここで市民生活に関わる非常に重要な決定がされております。それは、制度に基づきまして地方自治制度がすすんで、そして議会と行政、行政の長である市長、首長というところがこれまではいろいろなやり取りをしながら、まちの運営にあたって大事な決定をし、それを

推し進めたと言えると思います。ただ、ですね、ご存知のように分権社会ですとか地方分権といったことが盛んに言われるようになっていく中で、様々な形で地方や地方公共団体に権限の移譲というものがなされ、その分、責任ある運営というものも必要になってきました。そして、こういう流れと相まみえまして、1990年代後半から今日にいたります約10年間の中でですね、先ほど市長がおっしゃっていました市民参加ですとか市民参画というもの、そして協働のまちづくりというものが強く言われるようになってまいりました。

これは、もちろん従来の議会と行政機構というものでまちの運営をしていくのが駄目だということではありませんが、ただ、なかなかそこだけで運営をしていく中で上手く機能しきれないところが正直申し上げまして出てきたということで、改めて分権化の流れということも踏まえて行政が、そして議会も、市民の声というものを改めていろいろな形で率直に受け止めながら運営をしていく。もう少し言いますと、行政と議会というものに、更に市民という要素が加わって、よく言われますパートナーシップによりますまちづくりという形でまちを運営して行きましょと、こういう考え方が例えば「新しい公共」という言われ方で非常に多くの地域、日本の各地で大方の賛同を得ながら進んできているという、全国的なすう勢がございます。この流れというものは、もうこの方向で動いてきておりまして、当然都留市においても新しい社会状況を踏まえながら、従来からのやり方というものを良い形で更に鍛えて行こうというものが求められております。おそらくは、そういう流れの中で自治基本条例というものがひとつ焦点というものになってきておりまして、全国各地で自治基本条例の制定が相次ぐといった形になっているのではないかと思います。

ただですね、正直申し上げて、条例というものは例え自治基本条例のようにまちのルールを定めるものであれ、根幹のところはそんなにどこの市だからといって大きく全然違うものが出てくるということではございません。先ほど言ったように、日本国憲法を最上位に置いた法体系の中で話が進む話ですから、そんなに都留市と他の市で全く違うということではございません。ただしですね、2通りの意味でそのまちらしさ、都留市なら都留市らしさというものを生かすことは大変重要になってきています。1つは、具体的な条文の中で自治基本条例に盛り込むべき要素というものは一定のものがございしますが、その中で、都留市らしさを表せるものというのは今後のこの審議会の中でのいろいろな議論の中で深めれば良いのではないかと思います、活かせる部分というものがあわけです。それは、現時点での都留市の選択として、全国に示す、発信するものになると思います。もう1点、申し上げねばいけないのは、条例を作ってきたプロセスというものがどういうものであったかというところに都留市らしさというものが表れるだろうし、表さなければならぬと思います。

自治基本条例も正直申しまして、他のところではあまり褒められた形ではないですけど、行政当局が原案的なものを他のものを参考にしながら作りまして、議会で決めるというやり方を取っているところも若干ございます。そういう風にして作ってしまいますと、神棚に上げたような、作られたのは良いけど市民は全く読んだことがないとか、そもそもそういうものがあることも知らない、ということも起こりかねません。それでは自治基本条例を、先ほどから申し上げていきますように議論する意義というものが全くなってしまう。そうではなくて、せっかく私の知る限りこれまでご一緒してきた中でも、協働のまちづくりということに関しては、非常に地域レベルでの地域に密着した各地区での取り組みや議論や行動が進んできた。これは近年の都留市における大きな特徴であると思っております。これは、他の自治体と比較しても、十分胸を張れることだと、私も考えております。そういう風に考えますと、協働のまちづくりを進めていくそのプロセスの中に、自治基本条例の制定、まちのルール、基本ルールであるまちの憲法を定めるということをやうまく位置づけて、その制定プロセスを議会と市民、それから行政が意見交換をしながら共有していく、このことが、都留市が全国に向けて、こういう風にして都留市は自治基本条例を作ったと胸を張って言えるものになるだろうと思います。

この今後の議論の中で、市民案と行政の方でお作りになりました素案というものがあまして、それを巡って、いろんな議論を、この2つを対決させるということではなくて、どうすればより

良いものにステップアップできるかという観点でぜひご議論いただく、もちろん私も議論に加わりたいと思いますが、より良いものができると思っておりますし、第3の案というものがこの審議会より形成されてきて、それが議会へとフィードバックされて、後は市民においても各地区の協働のまちづくりのプロセスの中でまたフィードバックされて、そこでまたいろんな意見が出て、最終的に良い形のものでするというのでそのプロセス自体が広報効果も出てくるわけですし、都留市民の中にも「そういうものが作られるのかと、それであればこういうものもちゃんとこういうことも踏まえてほしいですとか、こういうことがきちんとはいつているなど、そういう認識をする方々が、3万5千人全員というわけには行かないと思いますが、より多くの方がそこに認識を深めることによって、他の地域とは違った、プロセス上も内容も都留市の地域性、地域の特色豊かなものになってくるだろうと、そういう風に考えております。

ということで、雑ぱくではございますが自治基本条例というものが、とりわけ都留市に持つ意味合いというのを、簡単にお話させていただきました。

9 議題

○司会

それでは、これから会議に入りたいと存じます。会議の議長につきましては、本審議会設置条例第6条第1項によりまして、「会長が議長となる」ことになっております。

では、今谷会長、よろしくお願いいたします。

○議長

議事に入る前に、副会長の選任でございますが、本審議会設置条例第5条第4項に「副会長は、委員のうちから会長が指名する。」と規定しておりますので、私の方から、副会長の指名をさせていただきます。

副会長に中村委員を指名いたします。よろしければ、拍手をもって承認をお願いします。（多数の拍手により承認）

それでは、中村委員につきましては、副会長として、お手伝いいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長

それではしばらくの間、議事進行役を務めさせていただきます。どうぞ、皆様のご協力をお願いいたします。なお、発言される方は、挙手をされた後にお名前を述べてから、必ずマイクを使って発言をお願いします。

それでは、最初に、「都留市自治基本条例素案について」を議題といたします。

委員の皆様には、「それぞれの立場にとらわれない自由な議論を進めていただきたい」と考えております。

はじめに事務局より、都留市自治基本条例素案について、説明をお願いします。

それでは、事務局、よろしくお願いいたします。

事務局

（会議資料1 4、会議資料1 5、会議資料1 6の説明）

○議長

事務局の説明が終わりました。本日は、はじめての会議でありますので、自治基本条例について、また、「市民案」並びに「素案」について、ご質問のみをいただき、実質的な議論は、次回からとしたいと考えております。何かご質問はございますでしょうか。

委員

質問ではございませんけども、市民案に対する想いを若干述べさせていただきます。

私たちは1年半に渡りまして、市民30名、また、職員も含めて50人という委員会の仲間と一緒に、1年半かけて市民案を作ってまいりました。はっきり申し上げまして、もう、何も分からない状態からはじめました。中村先生からいろいろな教えを受けたり、甲府の「作る会」の前の代表でありました方の意見を聞いたり、いろんなことをしながら試行錯誤して作って参りました。

で、本当に一人ひとりが真剣になって、本当に私たちの都留市を良くするためにまちづくりの条文を作るんだという想いがこの市民案に載せられていると思っております。ぜひこれを見ていただきたいと思っております。私たちはこの1年半の間で、市長も申しておりましたが昨年の8月には協働のまちづくり推進会に説明を行いました。また、ロータリークラブの定例会にもお邪魔させていただきまして、説明させていただきました。また、前文につきましては、4つの分科会の各意見をそれぞれまとめまして、皆様方に提示しまして、その中でアンケートをとってまいりました。その中で、推進会やその他の皆様のご協力をいただきまして、作って参りました。また、前文につきましては、とにかく分かりやすくしていかなければいけないということで、市内に3つ中学校がございますが、中学生にも分かるものにしましょうよということで、ご意見を伺いまして、この前文を作って参りました。とくにですね、先ほど市当局から説明がありましたが、この前文については中段以降が、本当に私たちの心がこもっていると思っております。前文については、もうそのまま本当に採用していただきたいと言うのが、私の本望でございます。私の肩に背負っている50数名の意見も多分それだろうと私は思っております。

その他の項目につきましては、この後で逐次ご意見またご質問などさしていただく中で、この条例が皆様との意見の中でできていけばよろしいかなと、そのように思っております。ぜひとも、この逐条解説付きの市民案を読んでいただいて、私たちの想いをとにかく頭に入れながら、今後の条例作りの参考にしていただければと思います。

議長

ありがとうございました。このほかにご意見ご質問はございますか？

委員

質問でもなんでもありませんけど、感想でもよろしいですか？市から（資料が）送られたときに目を通してください、目を通すと痛いから目は通しませんでしたが、冗談ではなく、かちかち山じゃないけど、けつに火がついて初めて気がついた。つくる会の渡辺さんが一生懸命東桂を回って、都留市中これをもって基本条例のことを精力的に努力していただいたことを今思い出すと、たいしたことをやったなと思って。これをまとめていただいたのも市の行政のお力添えだと思いますが、今読んでいただいたあの長い文章もよく読んだなぁと拍手をしたい。私は、基本条例ですからあんまり細かいことまで言う必要はないと思うのですが、これから要はこれに関わることにに関して、私たちも今から考えなければならぬと。条例の中にどういう風にそれが入ってくるのかということが一番心配しております。幸いにして前文の中にうまいことが書いてありまして、市民憲章の精神、この市民憲章とは5つの言葉ですがこれは一番都留市にとって簡略なすばらしい言葉だと、これが都留市の基本的な精神なんだと思います。人間の言葉の中は、少なれば少ないほどいいといいますが、都留市の市民憲章は、本来は非常に行き届いた文章である。前文に関して、改めて市民憲章の精神を入れたということに関してです。

なお、それ以降に関しては、さっき言ったとおり、どのように具体的な条項、具体的な内容が挙がってくるかということはみんな考えながら実際にこの文章でいいのか考えながら場に臨みたいと思います。

先ほど議長さんがおっしゃったとおり、今日は1つこの辺で、皆さんの宿題になるんじゃないかと思いますが、ひとつよろしくお願いします。

○議長

他にご意見があるかと思いますが、時間も決まっておりますので、次回からは、本日の皆様の意見等を踏まえまして、都留市のまちづくりの最高規範と呼ぶにふさわしい、自治基本条例の制定に向けて、具体的な議論を進めて行きたいと思っております。

それでは、次の議題に入ります。今後の進め方につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、今後の進め方につきまして、会議資料1-7をご覧くださいと思います。

(会議資料 1 7 により、説明)

次回から、具体的な検討審議に入っていただくわけですが、ここで、本日お配りした意見書第 2 回会議用という A 4 の紙一枚のものですが、第 2 回の会議以降は、この書式により事前に委員の皆様からご意見をいただき、いただいた意見に基づきまして円滑で活発な会議運営を図って行きたいと思っております。つきましては、本日先ほど説明いたしました資料に基づきまして、ページ番号市民案並びに素案、情報を明記の上、それに関するご意見をご記入いただきたいと思います。また、意見書の提出につきましては、お忙しい中誠に恐れ入りますが、7 月 18 日までに F A X、電子メール、持参等によりご提出いただきますようお願いいたします。

今後、2 回 3 回と会議を重ねていただき、素案の形が整った時点で、市民説明会またパブリックコメント等により市民の意見を伺い、それらを反映する中で条例案を最終的に調整し、市長へ答申いただければと思います。

(引き続き会議資料 1 7 により説明)

最後に、委員の皆様の任期は本審議会設置条例第 4 条より、答申をしたときに満了するということになっておりますが、制定後に起きましても職員の周知研修をもとより市民への周知、シンポジウムなどの開催も考えておりますので、その際には委員の皆様方にも又違ったお立場でご協力いただくとと思いますが、なにとぞよろしくお願いいたします。今後の進め方に関しましては以上です。

○議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

(特になし)

○議長

ないようでございますので、ただ今、説明のありました今後のスケジュールにつきましては、おおむね、そのように進めるということをお願いいたします。

次回につきましては、7 月 29 日とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。また、先程、事務局から説明がありました皆様からの意見書につきましては、委員の皆様から事前にお寄せいただければ、限られた時間で、中身の濃い議論ができますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、次の「その他」につきまして、みなさまから何かございますか。

(特になし)

ないようでございますので、本日の議事は、これで終了したいと思います。

では、本日の会議は、これで終了したいと思います。皆様方には、会議の円滑な運営に、ご協力を賜りましたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。

10 閉会

○司会

今谷会長、ありがとうございました。また、委員の皆様方、ご出席を賜り、そして、大変ご熱心に、ご議論をいただきまして、ありがとうございました。

なお、次回の会議の開催は、7 月 29 日となっておりますが、開催通知につきましては、改めて、ご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、先程、会長からもお話がありましたように、次回からは、事前にいただきました委員の皆様からの意見書に基づき、論議を深めてまいりますので、7 月 18 日までに、事務局までにお寄せいただければと思います。なお、質問のある方につきましても、意見書を提出いただければと思います。ご多忙の中、誠に恐縮ですがよろしくお願いいたします。

以上で、会議を終了させていただきます。ご苦労様でした。

(~ 1 5 : 5 2)